平成２１年（フ）第１７２８号
広島市中区竹屋町１番17号
債務者　有限会社ステージプロデュースバックボーン
代表者取締役　石川　易男
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　仁
4　破産債権の届出期間　平成21年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月５日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５３号
広島県安芸高田市甲田町高田原1972番地
債務者　有限会社ジャンボエース
代表者代表取締役　深見　勉
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　道雄
4　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第１４３号
兵庫県西脇市堀町320番地の７
債務者　播丹実業株式会社
代表者代表取締役　河南　利尚
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　弦
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第８４８９号
大阪府門真市東田町21番６号
債務者　有限会社共栄鉄工
代表者取締役　落　憲一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１０６号
福岡県大牟田市大字田隈294番地４
債務者　小野　幸司
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　智美
4　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年２月10日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８３７９号
大阪市北区豊崎５丁目５番24―1006号、前住所奈良県宇陀市室生区三本松4369番地
債務者　西田　一惠
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口久美子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０９号
秋田県鹿角市花輪字中花輪119番地、申立前の住所秋田県鹿角市花輪字下中島109番地
債務者　根市　正克
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成21年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１３０号
秋田県北秋田市住吉町６番７号　佐藤アパート３号、前住所秋田県大館市下代野字下代野95番地３
債務者　猪岡　勇治（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成21年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第５２０号
愛媛県松山市平井町3627番地33、住民票上の住所愛媛県松山市高岡町467番地１
債務者　松村　謙
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　恒温
4　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３０５５号
名古屋市千種区下方町５丁目31番地
債務者　西尾　利昭
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　進也
4　破産債権の届出期間　平成21年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３８号
札幌市西区西町北19丁目１番１―610号
債務者　今　晴代
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　淳平
4　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２３号
愛知県田原市加治町取手122番地１
債務者　ミキオフィスプランこと　藤井　幹夫
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　又平　雅之
4　破産債権の届出期間　平成21年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３４号
富山県砺波市神島510番地１
債務者　藪自動車鈑金工業所こと　藪　孝直
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　儀一
4　破産債権の届出期間　平成21年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２４９号
富山県射水市太閤山６丁目133番地１
債務者　寺本東志子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　輝明
4　破産債権の届出期間　平成21年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
富山地方裁判所高岡支部